

2026年上海市の最低賃金と社会保険基数について

上海市では、毎年7月1日から会社従業員の社会保険及び住宅積立金基数が変更されることとされています。また、最低賃金の変更がある場合には、これに合わせて7月1日より適用されることになっています。今回は、7月1日から適用される2026年の上海市の最低賃金と、社会保険料及び住宅積立金の基数について説明します。

1. 2026年の『最低賃金』

中国では、『最低賃金』は省（及び直轄市）ごとに確定されます。直轄市である上海市では、『最低賃金』は一律に設定されますが、省においては、省の中の各都市を一定の基準で分類し、この分類ごとに『最低賃金』が設定されるのが一般的です。

会社は、賃金の支給に当たって、個人が負担すべき社会保険料や個人所得税を会社が源泉徴収、納付しなければなりません。『最低賃金』として規定される賃金は、これら社会保険料や個人所得税を控除した後の手取金額を意味します。

そのため、会社の従業員に対する最低限の給料負担額は、『最低賃金』に社会保険料（住宅積立金を含む）の個人負担額、及び個人所得税額を加算した金額となります。

■2026年7月1日から適用される上海市の最低賃金と会社の給料負担額

最低限の給料負担額	～2026.06.30	2025.07.01～
最低賃金	2,740 RMB	2,740 RMB
個人負担の社会保険料(10.5%)の最低限度額	783 RMB	792 RMB
個人負担の住宅積立金(7%)の最低限度額(※1)	188 RMB	192 RMB
個人所得税	0 RMB	0 RMB
会社の給料負担額(給料総額)	3,711 RMB	3,724 RMB

(※1) 住宅積立金の最低限度額は前年度の最低賃金を基数として算出される金額とされています。一方、住宅積立金の基数は本人の前年度の平均賃金とされていますが、基数には手取賃金の他、社会保険料個人負担額が含まれるため、通常の雇用においては基数に最低賃金が適用されることはないものと考えられますが、上記では法令の規定に基づき前年度の最低賃金を基礎として計算しております。

2. 社会保険料の基数の変更

上海市では、2020年から毎年7月1日に社会保険料、住宅積立金の基数が変更されることとされていますが、この基数は、各個人が前年（1月1日～12月31日）に支給を受けた賃金（以下、「年収」とします。）の月平均の金額とされます。年収には、賞与や特別一時金、残業代や諸手当も含まれます。

一方、社会保険料の基数の最上限及び最下限について、上海市では、上海市の前年の『平均月額賃金』の3倍を基数の最上限に、60%を最下限に設定しています。この『平均月額賃金』は、統計局が発表する前年の『平均賃金』を基に12ヶ月で按分して計算され、毎年基数が変更される7月1日前後に人力資源と社会保障局より発表されます。また、住宅積立金の基数の最上限及び最下限については、上海市では、上海市の前年の『平均月額賃金』の3倍を基数の最上限に、前年度の最低賃金を最下限に設定しています。

統計局により発表された 2025 年上海市の平均賃金は 12,577 元（対前年比 143 元）ですので、2026 年 7 月 1 日から適用される（発表されたのは 8 月 18 日ですが、さかのぼって適用されます。）社会保険料基数の最上限は 37,731 元、最下限は 7,546 元となります。

3. 従業員の雇用にかかる最低限の人件費の変動

会社が上海で従業員を一人採用することにより発生する人件費の最低限度額は、上記の「会社の給料負担額（給料総額）」と「会社の社会保険料（住宅積立金を含む）負担額」を合計した金額となります。この人件費の最低限度額は、変更前に対して約 0.7%の上昇となり、前年に引き続き低い上昇率となっています。（2025 年：1.5%、2024 年：0.5%、2023 年：7.6%、2022 年：約 3.6%、2021 年：約 7.6%、2020 年：変化なし、2019 年：約 5.3%、2018 年：6.9%）主要因としては、今年は最低賃金が更新されなかったこと、2023 年→2024 年の平均賃金の上昇額が 127 元（上昇率 1.0%）であるのに対して、2024 年→2025 年の平均賃金の上昇額も 143 元（上昇率 1.2%）と低水準の上昇にとどまっていることにより、社会保険料の最低基数に大きな上昇がなかったことによりです。

なお、社会保険料の最低基数および最高基数については、2026 年 7 月 1 日から 8 月 18 日までの間、2025 年の平均賃金が発表されていなかったことから前年の基数がそのまま適用されていましたが、今回発表された平均賃金に基づいて 7 月 1 日にさかのぼって適用されることになります。

■平均月額賃金と社会保険料基数の下限

最低限の社会保険料負担額	～2026. 06.30	2026.07.01～
（前年の平均月額賃金）	(12,434 RMB)	(12,577 RMB)
（社会保険料基数の下限）	(7,460 RMB)	(7,546 RMB)
会社負担の社会保険料(27.5%)(※2)の最低限度額	2,052 RMB	2,075 RMB
会社負担の住宅積立金(7%)の最低限度額(※1)	188 RMB	192 RMB
会社の社会保険料(住宅積立金を含む)負担額	2,240 RMB	2,267 RMB
(※1) 住宅積立金の最低限度額は前年度の最低賃金を基数として算出される金額とされています。一方、住宅積立金の基数は本人の前年度の平均賃金とされていますが、基数には手取賃金その他、社会保険料個人負担額が含まれるため、通常の雇用においては基数に最低賃金が適用されることとはならないものと考えられますが、上記では法令の規定に基づき前年度の最低賃金を基礎として計算しております。 (※2) 労災保険は、業種によって料率が異なりますが、上記表中では、0.5%の料率を前提として計算しております。		

（執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp

Website: <http://www.seiwa-group.jp/>